

次期市川市環境基本計画（素案 R2.8.）

～ 環境に責任を持つまち いちかわの実現に向けて～



令和3年 月
市川市

※ 表紙の写真やデザインは、今後検討いたします。

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
(1) 市川市の環境行政のあゆみ	1
(2) 環境政策を巡る国内外の動向	1
(3) 第三次市川市環境基本計画の策定	4
第2節 計画策定の目的	5
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 対象とする環境の範囲	7
第5節 計画の期間	7
第6節 計画の主体と役割	8
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 市川市の概況	9
(1) 位置	9
(2) 地形	10
(3) 水系	10
(4) 気候	12
(5) 人口	13
(6) 土地利用	14
(7) 産業	15
(8) 交通	16
第2節 環境の現状と課題	17
(1) 地球環境	17
(2) 資源循環・廃棄物	19
(3) 自然環境	21
(4) 生活環境	22
第3章 計画の目指すべき方向	25
第1節 基本目標	25
(1) 基本目標（市川市の将来環境像）	25
(2) 市川市環境基本条例の基本理念	26
(3) 市川市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本目標	27
第2節 基本理念	28
第3節 計画の体系	30
第4章 施策の分野と方向	31
第1節 地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する	31
(1) 地球温暖化の防止	31
(2) 地球温暖化への備え	33

第2節	ごみの減量と資源化を推進する	34
（1）	3Rの推進	34
（2）	廃棄物の適正処理の推進	35
第3節	うるおいの水辺・緑地を保全し、人の自然のつながりを形成する	36
（1）	生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）	36
（2）	自然とのふれあいづくり	37
第4節	健康で安全に暮らせる環境を確保する	39
（1）	生活環境の保全	39
（2）	安心・安全で快適な生活環境の整備	42
第5節	環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する	43
（1）	環境学習の推進	43
（2）	環境活動への参加の促進	45
第5章	環境に配慮した具体的行動	47
第1節	明日から始められること	47
（1）	市民の取り組み	47
（2）	事業者の取り組み	48
第2節	将来実践していただきたいこと	51
（1）	市民の取り組み	51
（2）	事業者の取り組み	52
第6章	計画の推進	54
第1節	計画の周知	54
第2節	推進体制の整備	55
（1）	市川市環境調整会議	55
（2）	市川市環境審議会	55
（3）	市川市環境市民会議	55
（4）	市川市地球温暖化対策推進協議会	55
（5）	広域的連携	55
第3節	進行管理	57
（1）	進行管理	57
（2）	点検と指標	58
（3）	計画の見直し	61

【資料偏】

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

(1) 市川市の環境行政のあゆみ

我が国の環境行政は、昭和 30 年代からの高度経済成長期における「産業型公害」から、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁、ごみ問題など、生活に起因した「都市生活型環境問題」への対応を経て、国境を越えたグローバルな広がりや解決に長い年月を要する「地球環境問題」への対応が求められるようになりました。

このため、従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が 1993（平成 5）年 11 月に制定されました。この法律で、環境施策の新たな基本理念と環境保全に関する基本的事項が定められるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民のそれぞれの責務が規定されました。

そこで、市川市では 1994（平成 6）年 3 月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

また、1998（平成 10）年 7 月には、自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために、「市川市環境基本条例」（平成 10 年条例第 30 号）を制定しました。

さらに、2000（平成 12）年 2 月には、いちかわ環境プランを社会情勢に沿った視点で見直し、市川市環境基本条例に基づいて「市川市環境基本計画」を、2012（平成 24）年 3 月に「第二次市川市環境基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを実施してきました。

(2) 環境政策を巡る国内外の動向

① 国及び県における環境基本計画の動向

国の環境基本計画は、環境基本法に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、1994（平成 6）年 12 月に「第一次環境基本計画」が閣議決定されました。その後改定を重ね、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要とされました。また、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の考えが盛り込まれました。

また、千葉県においては前計画の計画期間終了に伴い、「千葉県環境基本計画（第三次）」を 2019（平成 31）年 3 月に策定し、分野横断的に施策を展開することで、国と同様に環境・経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

② 持続可能な開発目標 ～SDGs（エスディー・ジーズ）～

SDGs とは、2015（平成 27）年 9 月、国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の略称で、国連加盟国 193 か国が持続可能な世界を目指し、2030（令和 12）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標のことです。

この目標は、17 のゴール（図 1-1）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持っています。また、多種多様な主体の連携や環境・経済・社会の三側面統合の概念が示されており、その考え方は、国の第五次環境基本計画においても活用されています。

本計画では、環境と関連の深いゴール 3、4、7、11、12、13、14、15、17 を踏まえて、施策を展開していきます。

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図 1-1 SDGs の 17 のゴール（出典：環境省『平成 30 年度環境白書』）

③ 地球温暖化問題に関する動向

2015（平成 27）年 12 月、地球温暖化対策の国際的枠組として、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。これを受け、国は 2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標について、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標を掲げ、長期的目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の削減を目指すとなりました。

また、温室効果ガスの排出抑制による「緩和」（地球温暖化の防止）だけでなく、進みゆく気候変動による影響を回避・軽減する「適応」（地球温暖化への備え）も同時に進めていくことが必要であるため、国は 2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」を制定し、同年 11 月にはそれに基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

④ 循環型社会の推進に関する動向

2018（平成 30）年 6 月、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、近年マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっているほか、中国をはじめとするアジア各国において廃プラスチックの輸入が制限されるなど、廃プラスチックを取り巻く環境が変化しています。このような状況の中、国は 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を総合的に推進していくとしました。

そして食料資源については、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスが大量に発生している状況であり、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、自治体においても取り組みの強化が求められています。

⑤ 生物多様性（自然環境）に関する動向

2010（平成 22）年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、愛知目標が採択されました。これは、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020（令和 2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の目標です。

これを受け、2012（平成 24）年 9 月、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2020（令和 2）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定しました。

また、2016（平成 28）年にメキシコのカンクンで行われた生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）において、愛知目標の達成に向けた取り組みを強化するカンクン宣言が採択されました。

(3)第三次市川市環境基本計画の策定

第二次市川市環境基本計画の計画期間が終了することから、この計画の検証を踏まえ、気候変動対策等の新たな環境課題や社会情勢の変化への対応していくため、この度「第三次市川市環境基本計画」（以下、「本計画」と記述。）を策定します。

表１－１ 市川市の環境施策に関する各計画の概要

	第二次市川市環境基本計画	第三次市川市環境基本計画
性格	長期的視野に立って環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱	
策定	平成24年3月	令和3年〇月
期間	令和2年度まで	令和12年度まで
基本目標	みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ	
コンセプト	市民協働、実効性、環境施策の総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す	世界的な潮流であるSDGsと環境施策の関連を示し、各施策について分野横断的に取り組むことで、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目指します

第2節 計画策定の目的

本計画は、市川市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、市川市環境基本条例に基づく計画（図 1-2）であり、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

また、市川市総合計画の将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を環境面から推進するとともに、各分野を環境の視点で横断的につなげる役割も併せ持ちます。そのため、市川市総合計画との整合を図るとともに、都市計画マスタープランなどの関連する計画等とも連携するものとしています。

なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を踏まえたものとなっています。

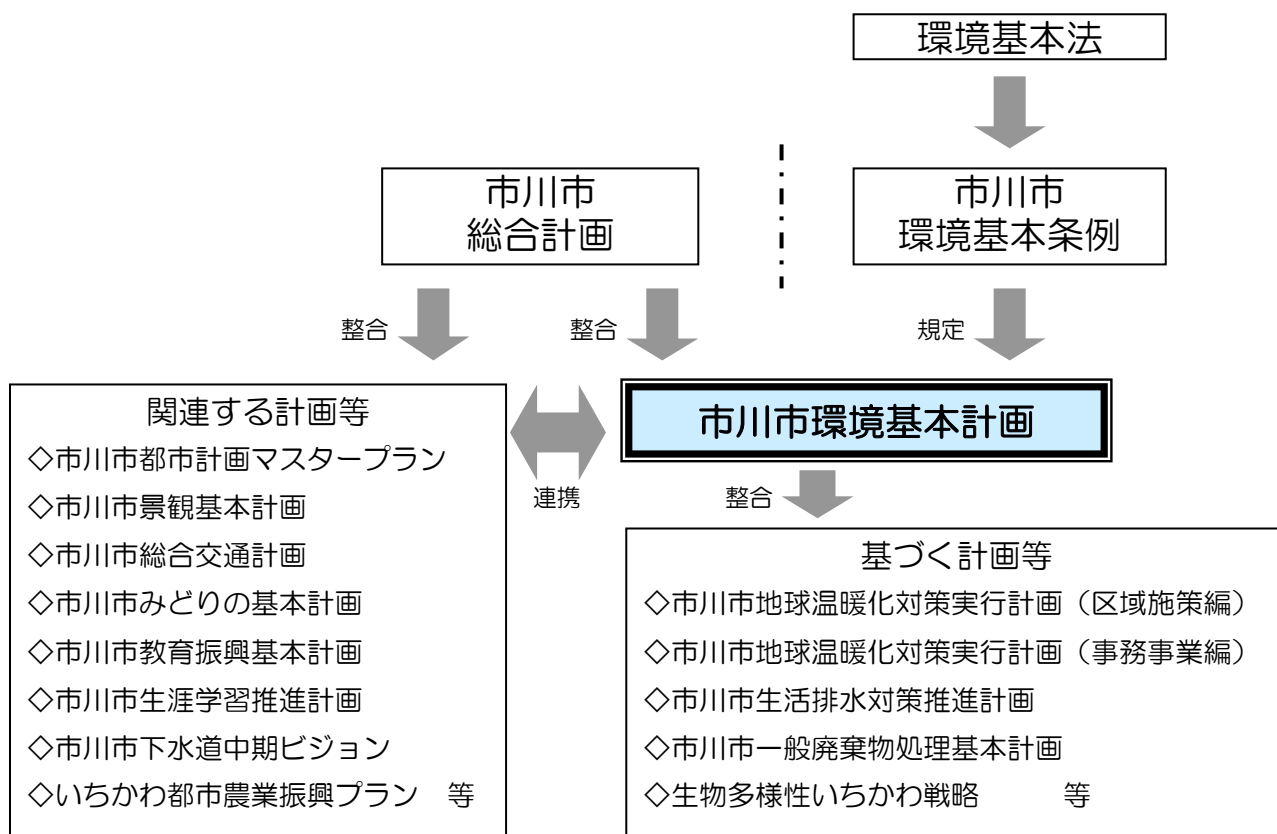


図 1-2 本計画の位置づけ

第4節 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に掲げる4つの分野を対象とします。

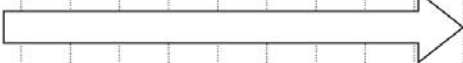
表1－2 対象とする環境の範囲

分野	対象となるもの
地球環境	◇地球温暖化、再生可能エネルギー、気候変動 など
資源循環・廃棄物	◇資源、廃棄物 など
自然環境	◇動物、植物、山林、緑地、水辺 など
生活環境	◇大気、水質、地盤沈下、土壌、騒音、振動、悪臭、景観、都市基盤施設（道路・下水道・公園など）、環境美化 など

第5節 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10ヵ年とします。
 なお、策定の5年後を目処に、市政の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表1－3 計画期間

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
前計画 （平成24年3月策定）																					
							中間 見直し														
本計画 （令和3年〇月策定）																					
																				目標年度：2030（令和12）年度	

第6節 計画の主体と役割

本計画の目的である環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を生かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。

各主体の役割について、基本的な考え方を示します。

(1)市民の役割

- ・自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。
- ・環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

エネルギー使用による二酸化炭素の排出、ごみの排出、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、市民の日常生活は環境に影響を与えています。市民一人ひとりが環境問題への取り組みを意識し、自主的に行動することが求められています。

また、市政への関心を高め、環境行政の推進においても市民活動団体（ボランティア団体やNPO など）がより一層行政の役割の一翼を担っていくことが期待されています。

(2)事業者の役割

- ・環境法令等を遵守することで、公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
- ・事業活動に伴う資源・エネルギーの効率的利用による低炭素化や、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。
- ・生物多様性に配慮した事業活動を行うことにより、生態系の保全に努めます。
- ・環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。
- ・従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めます。

事業者の活動は、市民の場合と比較して、環境に与える影響が大きく、また、各種の組織を保持し、さらに環境の保全及び創造を進めるための物的・人的資源を有することから、応分の役割を担うことが求められています。

(3)市の役割

- ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図ります。
- ・環境に関する情報を収集し、提供することで市民・事業者と共通認識を図ります。

市は、市民・事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むとともに、事業者としても、率先して環境に配慮します。

第2章 環境の現状と課題

第1節 市川市の概況

(1)位置

市川市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区、葛飾区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20kmの圏内にあり（図2-1）、良好な郊外住宅都市を形成しています。

市域の総面積は56.39km²、東西の距離は8.2km、南北の距離は13.4kmとなっています。



出典：市川市ホームページ

図2-1 市川市の位置

(2) 地形

市北部の地形は、大きく分けて国分台、曽谷台、柏井台といわれる三つの台地があり、この台地と台地の間には国分谷と大柏谷の二つの谷が入り込んでいます（図 2-2）。二つの谷からは台地に向かって多くの細い谷が入り込んでおり、「谷津」と呼ばれる細長い谷地形が形成されていて、谷津の両側は急峻な斜面林となっており、斜面林の裾からは湧水が多く見られます。

市中央部の地形は、周辺の低地よりも 2～4m 程度小高くなった「市川砂洲」が東西に伸びており、この砂洲の上には「市の木」であるクロマツが帯状に分布しています。

市中央部から南部に広がる低地は、縄文時代、現在よりも温暖な時期に土砂が海底に堆積し、その後、寒冷化で陸地となった地域で、平坦になっています。

また、東京湾に面している部分は、昭和 30 年代後半以降に大規模な埋め立てにより造成された土地です。

(3) 水系

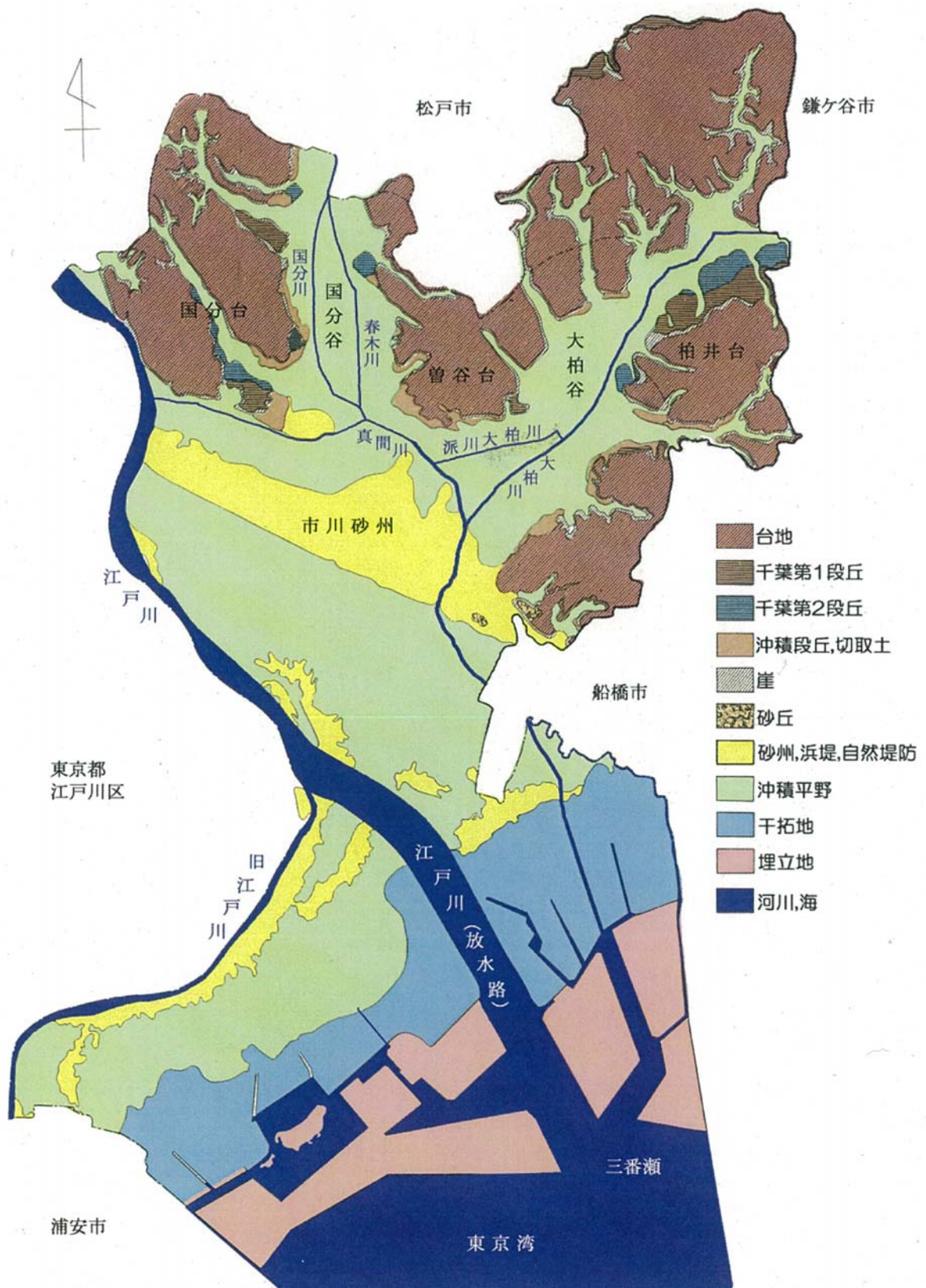
本市には 9 本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。

江戸川は、野田市で利根川より分流し、上水道や工業用水等の水源となっています。上流から流れてきた水は、通常時は西側の江戸川水閘門^{すいこうもん}から旧江戸川へと流れ、浦安市と江戸川区の間を経て東京湾に注いでいます。

行徳可動堰から下流の江戸川（通称：江戸川放水路）は、大正の終わりに開削された人工河川です。この部分は、台風などの増水時に可動堰のゲートが開けられる時以外は仕切られていて、海水域となっているため、川というよりは東京湾の細長い入り江のような環境になっています。

このほか、真間川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川等の河川は、江戸川や東京湾へと注いでいます。

かつては、周辺の谷津を水源とした小規模な水路や小川が多数ありましたが、いずれも水量が少なくなり、多くは治水対策や市街化等により整理、暗渠化^{あんきょか}されています。



出典：生物多様性いしかわ戦略

図 2-2 市川市の地形・水系分類図

(4) 気候

本市の過去 10 年間（平成 21 年から平成 30 年まで）の年間平均気温は 15.9℃、月別の最低平均気温は 1 月の 5.1℃、最高平均気温は 8 月の 27.3℃であり、おおむね温暖な気候です（図 2-3）。

また、年間平均降水量は約 1,250mm で秋に多く、冬に少ない傾向になっています。

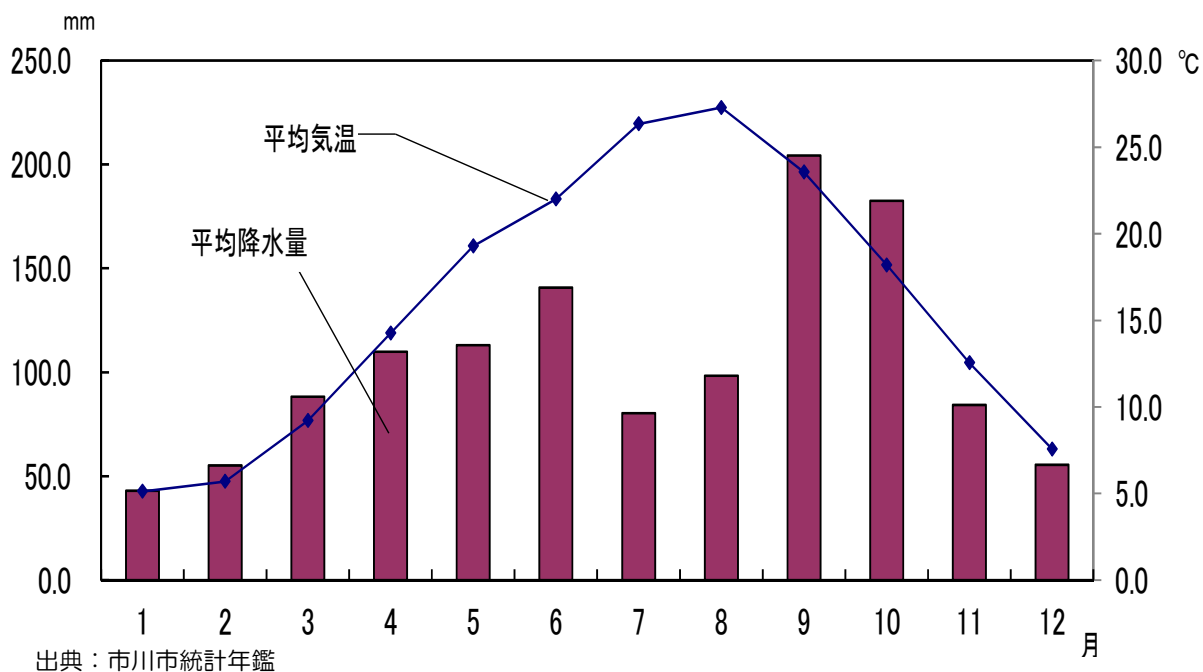
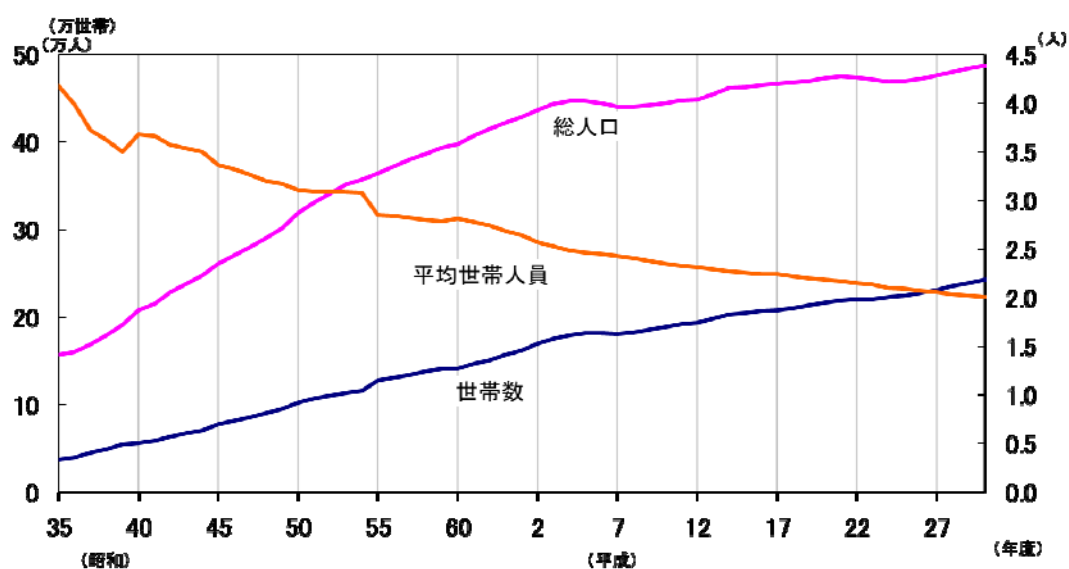


図 2-3 市川市の過去 10 年間の平均気温・降水量

(5)人口

本市は都心に近く、通勤に便が良いことなど、ベッドタウンとしての条件に適しているため、昭和30年代後半から人口が急増しましたが、その後に鈍化し、2010（平成22）年7月をピークに減少傾向にありました。その後、2013（平成25）年3月以降徐々に回復し、人口及び世帯数は微増となっています。

本市の2018（平成30）年9月30日の人口は487,305人、世帯数242,804世帯、人口密度8,642人/km²となっています（図2-4）。



出典：市川市統計年鑑

図2-4 市川市の人口の推移

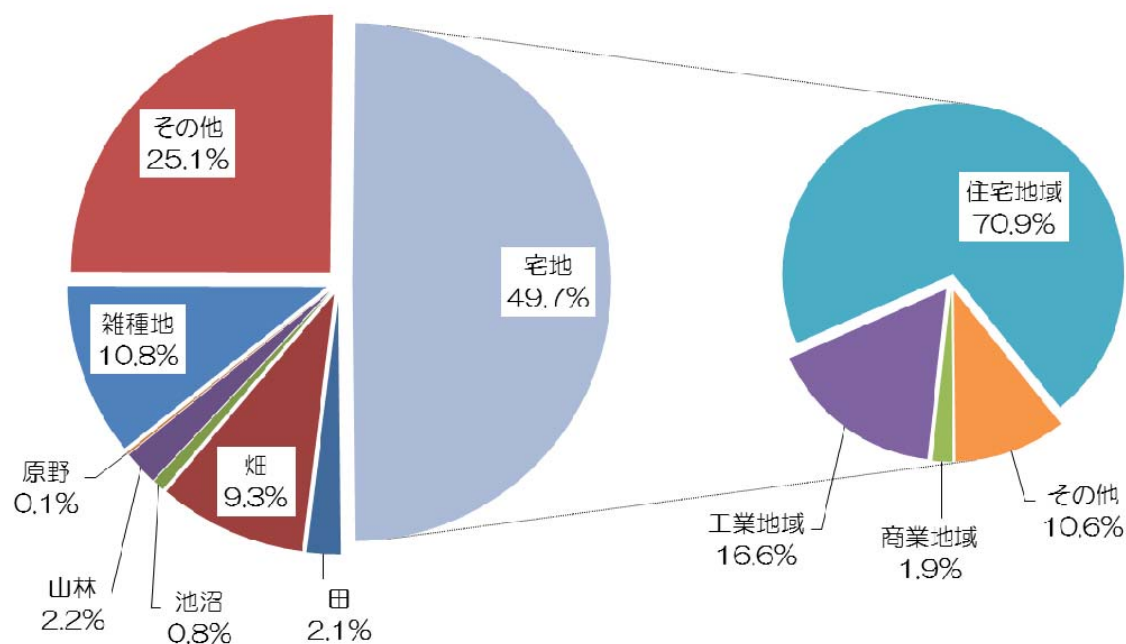
(6) 土地利用

本市の総面積のうち、宅地が市域の 49.7%と多くを占め、一方、畑が 9.3%、田が 2.0%、山林が 2.2%と少なくなっています（図 2-5）。これは昭和 40 年代以降の急速な都市化で田園や山林などが次第に減少したためです。

北部は比較的田畑の割合が多く、まとまった農地を有した地域となっています。また、大学や病院などの公益施設の集積も見られるとともに、一部は風致地区に指定されています。

中部は宅地、商業地、工業地の割合が多く、都市化が進んだ市街地となっています。JR 総武線の駅に近く、商業の集積も見られるため、工業地では共同住宅等への土地利用の転換が見受けられます。

南部は計画的に整備された住宅地、埋立事業による工業地、行徳近郊緑地などの特別緑地保全地区などが存在する地域となっています。一方、寺社や歴史的な建築物などの街並みも残されています。



出典：市川市統計年鑑

図 2-5 市川市の地目別面積構成比（平成 30 年 1 月 1 日現在）

(7)産業

本市の2016（平成28）年における事業所数は11,783事業所で、減少傾向にあります。

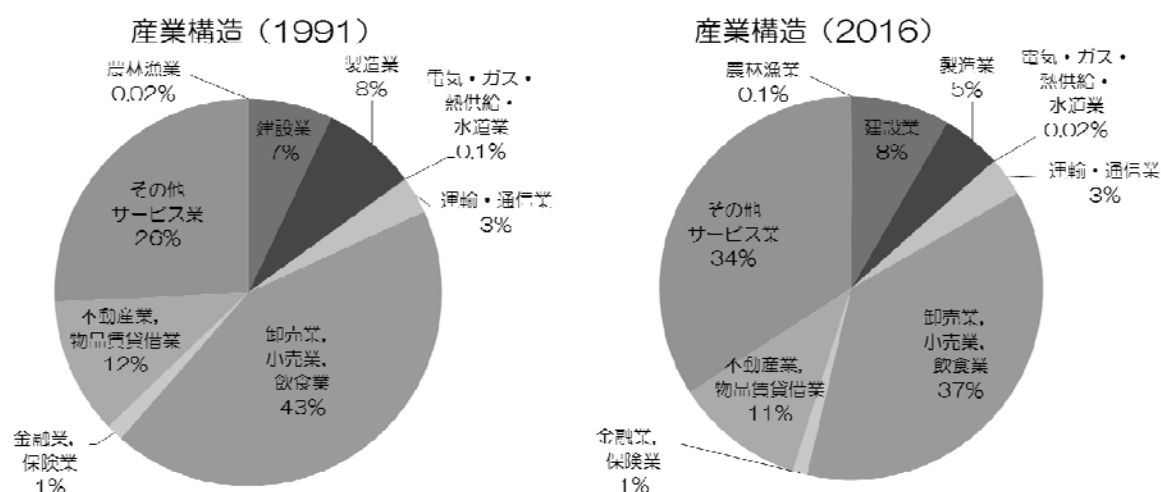
産業分類別事業所構成比を見ると、製造業、卸売業、小売業及び飲食業の割合が減少し、その他サービス業が増加しています。（図2-6）。

工業は、南部の埋立地に鉄鋼や金属製品といった工業地帯が立地し、内陸部には衣服や食料品などの軽工業を中心とした工場が立地しています。

商業は、経営規模の小さい店舗がほとんどですが、市川駅、本八幡駅、行徳駅、妙典駅、鬼高地区に比較的規模の大きな商業集積が見られます。

農業は、優れた品質を誇るナシ栽培を始め、施設野菜、花き園芸など生産性・収益性の高い都市農業が行われています。

水産業は、ノリ、アサリなど浅海養殖漁業を中心とした東京湾内の漁業が行われています。また、「江戸前」ブランドのスズキ、カレイなども水揚げされています。



出典：千葉県統計年鑑

図2-6 市川市の産業分類別事業所構成比

(8)交通

本市は東京都に隣接し、千葉県の玄関口であることから、東西に走る国道14号（千葉街道、京葉道路を含む）を主軸とし、南北に放射状の道路網を構成しています（図2-7）。2016（平成28）年に都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線が全線開通し、2018（平成30）年には東京外郭環状道路の千葉県区間（三郷南ICから高谷JCT）が開通したことにより、南北方向における交通の円滑化が図られました。現在、都市計画道路3・6・32号市川鬼高線や3・4・12号北国分線の整備が進められおり、更なる道路渋滞の緩和、都市機能の向上が期待されています。

一方、鉄道は、東日本旅客鉄道、京成電鉄、東京地下鉄、東京都交通局、北総鉄道の5社7路線が整備されています。バス網としては、京成バス、京成トランジットバス、京成バスシステム、京成タウンバス、東京ベイシティ交通の路線バスが運行されており、通勤・通学等の交通手段として大きな役割を果たしています。また、交通不便地域の解消のため、市ではコミュニティバスの運行を平成17年10月から開始しています。

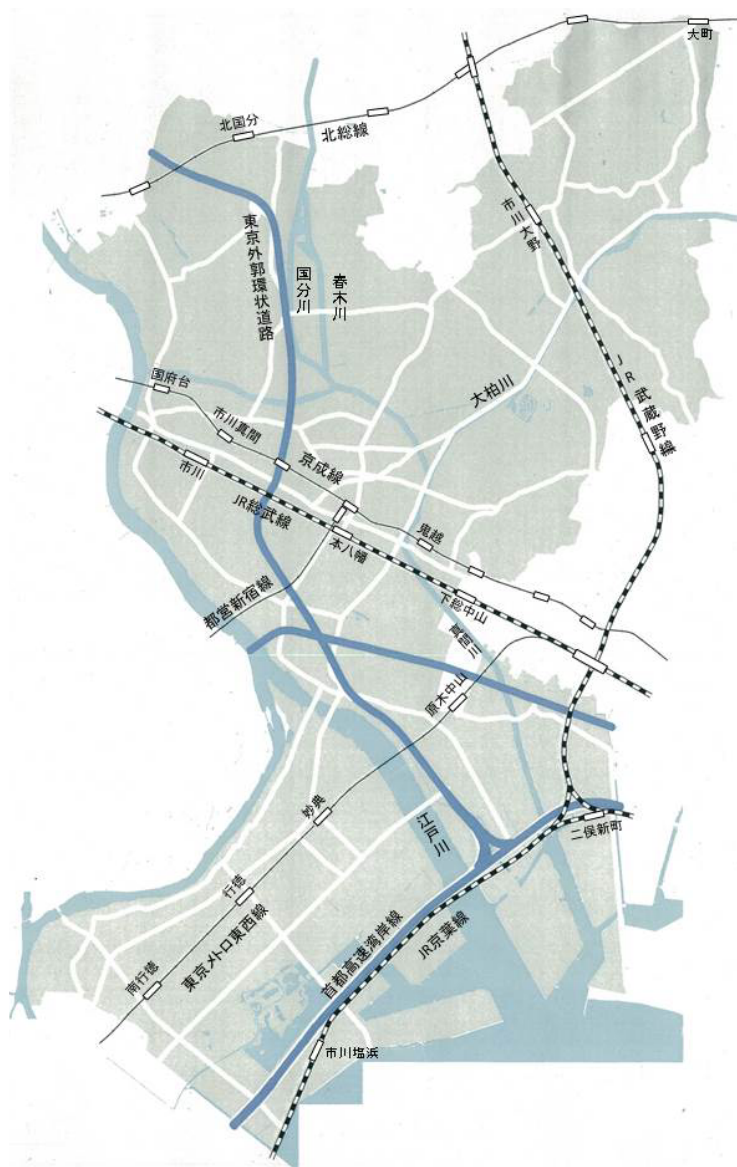


図2-7 市川市の主要交通機関

第2節 環境の現状と課題

(1)地球環境

① 現状

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2014（平成26）年に公表した第5次評価報告書では、温暖化は疑う余地がないとして、人間活動が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高いと結論づけました。このような人為的な原因による温暖化が進行すれば、気温上昇をはじめ、集中豪雨、干ばつ等の異常気象が増え、あらゆる生命の基盤である地球の環境に深刻な影響が生じる可能性があります。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、本市では2016（平成28）年3月に市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、住宅への省エネルギー対策の推進や環境に配慮した自動車の使用促進等、特に重要な6つの取り組みを重点項目として、対策を実施してきました。

本市における二酸化炭素の排出量（図2-8）は、2013（平成25）年度の3,360千トン-CO₂に対し、2017（平成29）年度は3,321千トン-CO₂とほぼ横ばいとなっており、削減目標である「令和2年度（2020）までに平成25年度（2013）比で15%削減」の達成が難しい状況にあります。これは、民生家庭部門（家庭における電気や燃料の消費）で省エネ意識の浸透や家電製品の省エネ性能の向上等による削減が進んでいるように、各分野で削減は進んでいますが、削減量がまだ少ないため、排出量が増加した産業部門（製造業、建設業などにおける電気や燃料の消費）の増加分と相殺されてしまっていることによるものです。

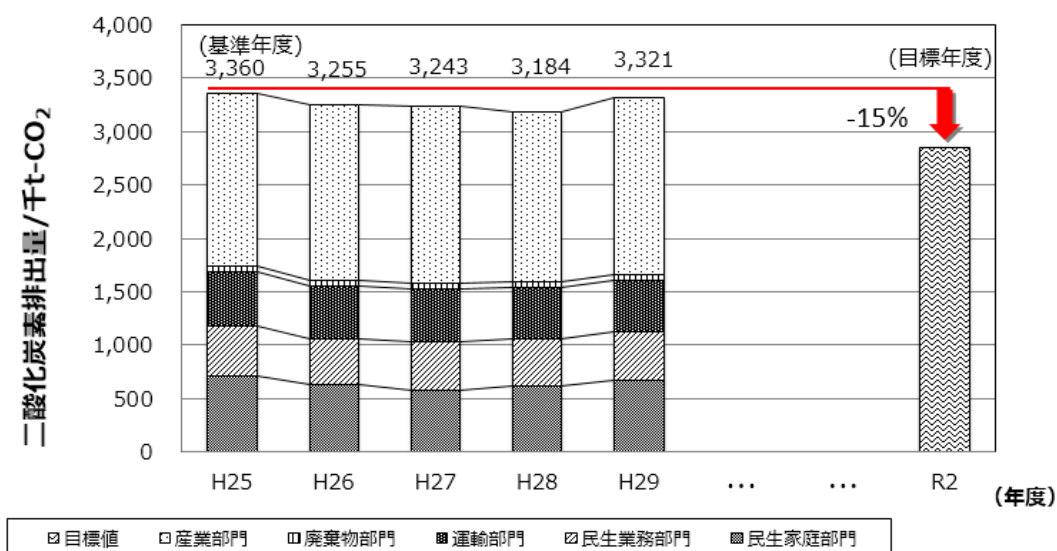


図2-8 市川市の二酸化炭素排出量の推移

② 課題

■地球温暖化の防止

- 事業所において一層の二酸化炭素排出量削減に取り組めるようにするため、事業者向けに地球温暖化対策に関する効果的な情報提供を行っていく必要があります。
- 移動に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、次世代自動車の促進、エコドライブの徹底、カーシェアリングの普及啓発のあり方の検討を進めます。
- 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や、水素の利用につながる家庭用燃料電池について、更なる普及促進を進める必要があります。
- 二酸化炭素の吸収源となる、市内の緑地の保全及び緑化の推進、生垣設置や屋上緑化等による都市緑化を推進していく必要があります。

■地球温暖化への備え

気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和：地球温暖化の防止」だけでなく、既に現れている影響や今後起こりうる影響を回避・軽減する「適応：地球温暖化への備え」を進める必要があります。

⇒ 基本理念 1：地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する

(2)資源循環・廃棄物

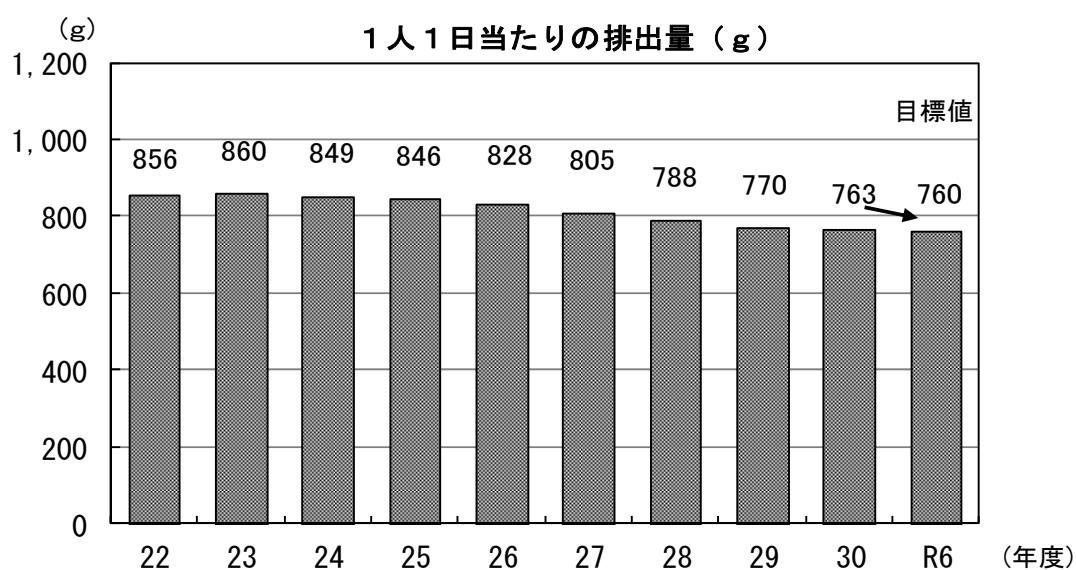
① 現状

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムは、経済的な豊かさと利便性をもたらしましたが、それに伴い、廃棄物の大量発生や質の多様化に加えて、地球規模での環境負荷の増大などの問題を深刻化させています。

本市では、市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）に基づき、環境への負荷の少ない廃棄物処理に取り組んでおり、市民一人一日当たりのごみ排出量は、2013（平成 25）年度までは横ばい状態でしたが、2014（平成 26）年度以降は減少傾向にあります（図 2-9）。

資源化率は、家庭ごみと資源物の 12 分別の実施により、2003（平成 15）年度には約 20% に上昇しましたが、近年は 18%程度で推移しており、2018（平成 30）年度は前年度よりも 0.6 ポイント低下して 17.1%となりました。

また、焼却処理量は、2011（平成 23）年度以降は僅かながら減少傾向にあります。焼却灰などの処分を市外の民間の最終処分場への埋立てに依存していることから、更なる削減が求められています。



※目標値は市川市一般廃棄物処理基本計画のもの

図 2-9 市川市の市民一人一日当たりのごみ排出量



② 課題

■ごみ処理体制

- ・市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）のうち、取り組みの優先順位が高い2R（リデュース、リユース）に重点を置いて、さらなるごみ減量に向けた施策を進めていく必要があります。
- ・クリーンセンターは平成6年より稼働を開始し老朽化が進んでいることから、適切な時期にクリーンセンターの建て替えを行う必要があります。
- ・ごみ処理量の削減により環境負荷を可能な限り低減するとともに、ごみ処理事業の効率化を図ることで、ごみ処理に係る総費用を抑制していく必要があります。

■ごみ排出状況

- ・近年は燃やすごみの量が横ばい傾向となっていることに加え、燃やすごみの中に分別すれば資源化が可能なものが未だに多量に混入しているため、今後も分別排出の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
- ・ごみの排出ルールが遵守されていない状況が見受けられるため、市民・事業者に確実に周知していく必要があります。
- ・近年、世界的な課題となっている海洋プラスチックごみや、食品ロスの削減に向けて取り組みを強化していく必要があります。

⇒ 基本理念2：ごみの減量と資源化を推進する

(3) 自然環境

① 現状

昭和 30 年代後半からの急激な人口増加に伴い、多くの山林や農地の宅地化が進みました。しかし、関係者などの努力により北部の台地周辺に斜面林が残されており、優れた景観を形成しています。斜面林はその再生に長い年月を要することや緑視的効果も高いため、今後も保全が望まれています。このほか、梨畑を中心とした農地や屋敷林、市街地に残るクロマツなどにより、身近に緑を楽しむことができます。

また、江戸川に代表される河川をはじめ、北部には湧水の豊かな大町公園やじゅん菜池緑地、大雨時に河川の水を取り込んで洪水を防止する国分川調節池や大柏川第一調節池等の調節池、南部には行徳近郊緑地や海辺に面した三番瀬等があります。

これらの良好な緑地環境や水辺環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場であるため、積極的な保全が求められています。

本市では 2014（平成 26）年 3 月に生物多様性いちかわ戦略を策定し、自然環境の保全や生物多様性の普及・啓発等を推進するとともに、市民や事業者など多様な主体との協働による取り組みを進めております。

② 課題

- 生き物たちがもたらす恵みついて私たちの生活との関わりを知り、それを守っていく必要性を認識すると同時に、生物多様性を守るための行動を実践する必要があります。
- 生き物の生息の場である自然を保全・再生するとともに、都市化の進展により分断されてきた自然環境のつながりを構築していく必要があります。
- 市民が身近に自然とふれあえる緑地や水辺空間を整備すると同時に、自然観察会等を通して、特に子供が自然に親しむ体験の機会を増やしていく必要があります。
- 人間の健康や在来種の生態系などに被害を及ぼすおそれのある、アライグマをはじめとする特定外来生物の防除、駆除の対策をしていく必要があります。

⇒ 基本理念 3：うるおいのある水辺・緑地を保全し、
人と自然のつながりを形成する

(4)生活環境

① 現状

(ア) 大気環境

高度経済成長期には、工場等や自動車交通量の増加などにより大気汚染物質の排出が急激に増加し、大気環境が悪化しましたが、その後、排出ガスの規制などにより改善が進んでいます。

○ 硫黄酸化物

主な発生源は、重油等の燃料によるものですが、燃料の低硫黄化や排煙脱硫装置の設置などの対策により改善され、全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 一酸化炭素

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する有害ガスであり、自動車排出ガスの規制により、全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 浮遊粒子状物質（SPM）

主に自動車や工場等からの排出、土壌粒子の舞い上がりなどにより発生します。近年は減少傾向にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています（図2-10）。

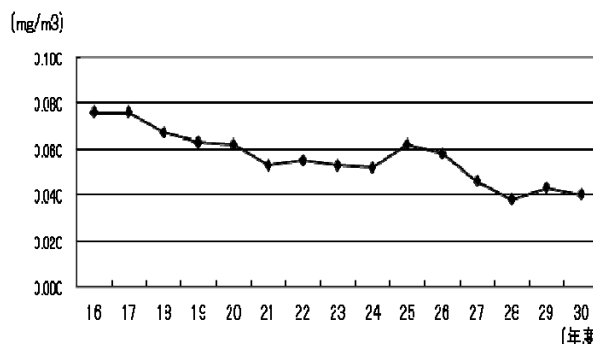


図2-10 市川市の浮遊粒子状物質の年平均値の推移

○ 光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された炭化水素、窒素化合物などが、大気中で光化学反応を起こすことにより生成されます。毎年、環境基準を超過していますが、「光化学スモッグ」注意報の発令は気象条件の影響を受けるため、日数の推移は一様ではありません（図2-11）。

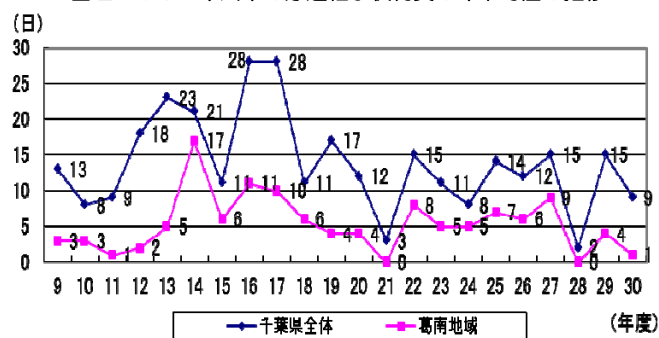


図2-11 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

○ 窒素酸化物

主な発生源は自動車排出ガスです。規制等により近年は全ての測定局で環境基準を達成しています。

○ 炭化水素

液体燃料の精製、燃料及び可燃物の不完全燃焼などにより発生します。一部の測定局では、光化学オキシダント生成防止のための指針値を超過しています。

○ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている4物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）は、基準値を達成しています。

○ アスベスト

一般大気環境及び公共施設における調査結果ではいずれも不検出となっています。

(イ) 水環境

高度経済成長期における急激な工業化や都市化によって、事業系排水や生活排水が河川等の自然浄化能力を超えて流れ込んだことから、水環境が悪化しましたが、昭和 40 年代以降の法令等の整備により改善が進んでいます（図 2-12）。

○ 河川

2018（平成 30）年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しており、生活環境項目（BOD）についても全ての地点で環境基準を達成しています。

○ 海域

2018（平成 30）年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目（COD）については沖合域の 4 地点で環境基準を超過しています。また、富栄養化の指標となる全磷については沿岸域の 2 地点で環境基準を超過しています。

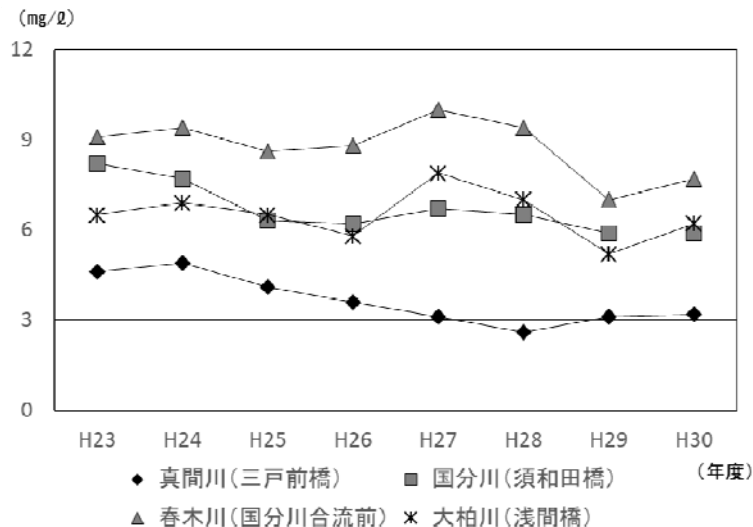


図 2-12 河川の BOD（年平均値）の推移

(ウ) 地質環境

地質環境は、土壌と地層、これらの隙間にある地下水や地下空気から構成されています。

○ 地盤沈下

昭和 35 年頃から急激な沈下が発生しましたが、地下水採取の規制や工業用水道への転換などの対策により、昭和 40 年代後半から沈静化しています。

○ 地下水汚染

地下水の汚染状況調査結果では、揮発性有機化合物、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地点があります。

(エ) 騒音・振動・悪臭

都市の過密化や規制緩和に伴う宅地化の進展による住工混在化、ライフスタイルの変化などにより、騒音、振動や悪臭の問題が発生してきました。

○ 環境騒音

北部の市街化調整区域や低層住居専用地域では、豊かな自然が残されており、人為的な

騒音レベルは低くなっています。中部の商業系地域や住居系地域では、自動車や鉄道等の交通機関が主な音源となり騒音レベルは高く、南部の工業系地域や住居系地域では、工場や自動車が主な音源となり騒音レベルが高くなっています。

○ 自動車交通騒音・振動

騒音については比較的交通量の多い主要幹線道路で環境基準を超過している地点があります。振動については全ての地点で要請限度を満たしています。

○ におい環境

不快なにおい(悪臭)の発生源は、工場等からの排気臭や飲食店の調理臭など様々です。用途地域別の苦情発生件数は、住居系地域や工業系地域において多い傾向にあります。

(オ) 化学物質対策

ダイオキシン類調査(大気・水質・土壌)及び有害大気汚染物質モニタリング調査では、全地点で環境基準を満たしています。

(カ) その他生活に関する問題

建物の密集化などの都市化の進展に伴い、ヒートアイランド現象や日照障害、風害、共同住宅内の生活騒音などの環境基準が設定されていない市民の日常生活に関わる事項についても、問題となる場合があります。

(キ) 放射線量低減対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を把握するため、2011(平成23)年5月末から、小中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園など市の施設における空間放射線量の測定を行っています。

この結果、市内における自然被ばく線量を除いた事故由来の追加被ばく線量は、1mSv(ミリシーベルト)/年未満を維持しています。

② 課題

- 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは毎年環境基準を超過しているため、引き続き常時監視し、高濃度時には住民に対して注意喚起を行っていきます。
- 下水道の整備や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換等の生活排水対策の推進を中心として、海域へ流入する汚濁物質の更なる低減が求められます。
- より快適で住みよい環境を実現するために、良好な景観の保全・形成、治水対策の推進などの生活環境の整備を進めます。

⇒ 基本理念4：健康で安全に暮らせる環境を確保する

第3章 計画の目指すべき方向

第1節 基本目標

(1)基本目標(市川市の将来環境像)

本計画は市川市環境基本条例に基づき、環境の現状と課題を踏まえ、本市の目指す将来環境像を次のとおり掲げ、これを本計画の基本目標とします。なお、市川市総合計画の将来都市像などとの整合を図っています。

『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

本市は、先人達のたゆまぬ努力と地理的条件にも恵まれ、首都圏の中核都市として発展してきました。また、江戸川のゆったりとした流れと市街地のクロマツや斜面を覆う雑木林など、都心に近接しながら心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。

清らかな大気や水、多様な生態系、安定した気候など、恵み豊かな環境という基盤の上に私たちの日々の暮らしやその支えとなる事業活動は成り立っており、人と自然が共生していくことは、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。そして、将来、このまちに生まれてくる人々や集う人々に、この環境の恵みを引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年の様々な環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因とされており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境問題は様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、行政のそれぞれが環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

私たちは、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保しつつ、環境の保全と創造に努め、身近に自然を感じる文化のまちをみんなで築いていきます。

(2)市川市環境基本条例の基本理念

市川市環境基本条例では、基本理念について次のとおり定めています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(3)市川市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本目標

本計画の上位計画である市川市総合計画では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、以下の将来都市像を掲げています。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

この将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、以下のとおり定めています。

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

将来都市像の中で「自然があふれるまち」と表現され、基本目標の一つとして「人と自然が共生するまち」が掲げられています。かけがえのない自然や多様な生態系を保全するとともに、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立が求められています。

また、将来都市像及び基本目標に「協働」をキーワードとしたまちづくりを掲げていることが、特長です。



第2節 基本理念

本計画の基本目標及び市川市環境基本条例を踏まえ、次の5つを基本理念とします。

基本理念1	地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する
地球環境	人々の活動に伴い排出された温室効果ガスを原因とする地球温暖化などの地球環境の問題は、環境に与える影響の大きさや深刻さから、現在及び将来の市民の生存基盤に関わる大きな問題です。また今後は、温室効果ガスの排出を抑制した地球温暖化を防止するだけでなく、将来起こりうる気候変動へ備える必要もあります。 私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球温暖化の防止と気候変動への備えを推進します。

基本理念2	ごみの減量と資源化を推進する
資源循環・廃棄物	私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量生産・大量消費型の経済社会活動を展開してきました。それにより大量廃棄型の社会が形成され、環境の保全と健全な物質循環を阻害し、地球温暖化等の様々な環境問題が発生しています。 私たちは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進することで天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を構築するとともに、廃棄物の適正な処理を確保します。

基本理念3	うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する
自然環境	私たちは自然の多様性に恩恵を受けながら、発展を遂げてきました。しかし、他の生き物への配慮が思い至らないために、それらの生き物が生息できない環境にしてしまうことがありました。私たちは自然とふれあう場や機会の確保を通して自然環境への関心を高めるとともに、自然環境の保全再生を進めていく必要があります。 私たちは、うるおいのある水辺・緑地を保全し、その持続可能な利用を通じて人と自然とのつながりを形成します。

基本理念4	健康で安全に暮らせる環境を確保する
生活環境	私たちの日常生活や事業活動は少なからず環境に影響を与えています。こうした影響が環境の持つ自浄能力（自然の復元能力）を超えたことにより、都市生活型環境問題が起きていますが、これらの問題を改善するため、日常生活や事業活動において環境への負荷をできる限り低減することが求められています。さらには、景観や都市基盤施設を充実させることで、より良い環境を作り魅力ある街づくりを進めていくことも大切です。 私たちは、生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保全し、安全・安心で快適な生活環境の整備を進め、健康で安全に暮らせる環境を確保します。

基本理念5	環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する
協働	環境問題は、私たちの生活や事業活動の積み重ねによって生じることが多いため、一人ひとりが環境との関わりを理解することが大切です。また、お互いの価値観や立場を認め合い、力を合わせて、積極的に環境への影響について配慮するように行動することが重要です。さらには、これらの環境活動を人々のライフワークや地域経済の活性化につなげていくことが期待されています。 私たちは、環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進します。

これらの中で、基本理念1から基本理念4までは事象個別の分野に関わるものです。これらの全ての分野について関わるものとして、基本理念5の事象横断的な分野があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』という将来環境像の実現を目指していきます。

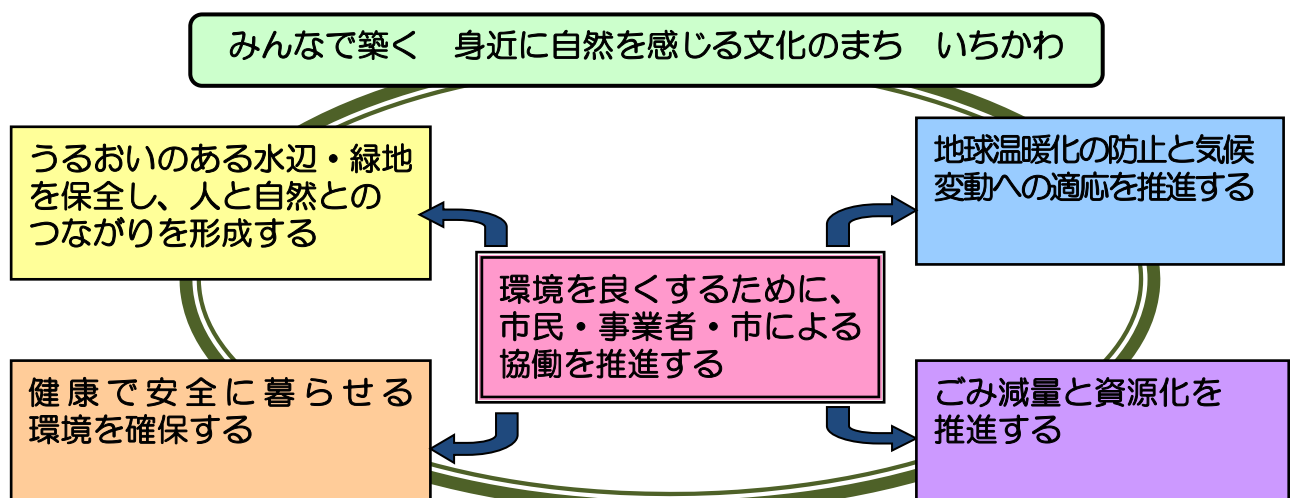
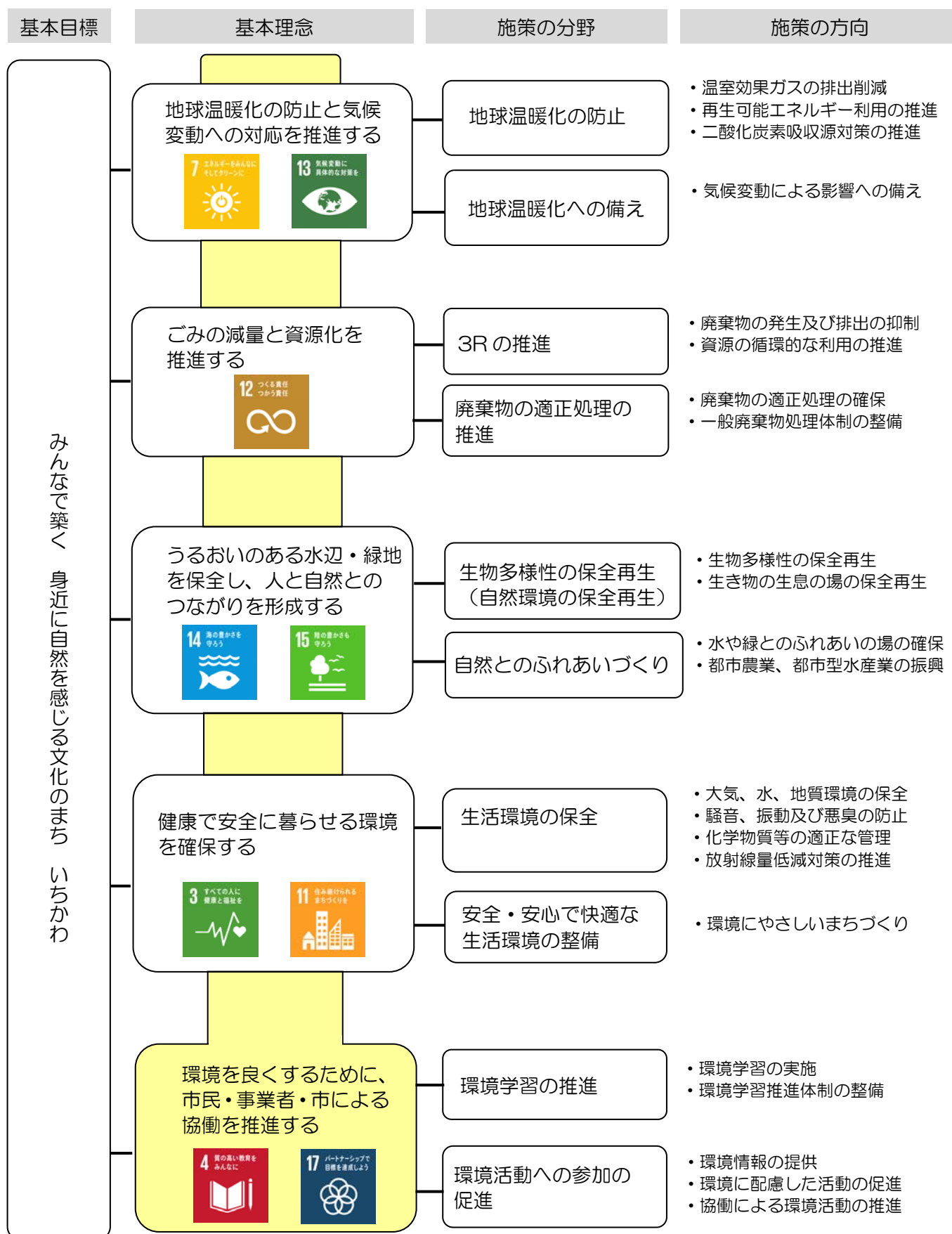


図3-1 基本目標と基本理念の関係のイメージ

第3節 計画の体系



第4章 施策の分野と方向

第4章では、基本目標（将来環境像）を実現するための取り組みについて、基本理念ごとに示します。それぞれの施策の方向における取組内容のもとに、市民・事業者・市の各主体が具体的に進めるべき行動例を紹介し、『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』を協働で目指します。

第1節 地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する



(1) 地球温暖化の防止

生活の豊かさを追求した経済活動が、地球温暖化という地球規模の環境問題を引き起こし、多様かつ深刻な影響をもたらしています。今後はエネルギー大量消費型のライフスタイルなどの見直しを行いつつ、持続可能で低炭素な社会の構築を図っていく必要があります。

私たちは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの利用、緑の保全等による二酸化炭素吸収源対策の推進などに取り組み、地球温暖化を防止します。

施策の方向	取組内容		
温室効果ガスの排出削減	○日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する ○低燃費車の普及促進や、公共交通の利用を推進する ○住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する ○地球温暖化対策を計画的に推進する ○フロン類の排出を抑制し、適正に処理する		
	■ 市民の役割 ・日常生活における省エネルギーに取り組めます。	■ 事業者の役割 ・事業活動における省エネルギーに取り組めます。	■ 市の役割 ・公共施設での省エネルギーに取り組めます。
再生可能エネルギー利用の推進	○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及を促進する ○公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を図る		
	■ 市民の役割 ・再生可能エネルギー設備の設置に努めます。	■ 事業者の役割 ・再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。	■ 市の役割 ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

施策の方向	取組内容		
二酸化炭素吸収源対策の推進	○山林や斜面林等を保全する ○公園や公共施設内の緑化を推進する ○生垣設置や屋上緑化等による都市緑化を推進する ○森林保護に関する啓発を推進する		
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割	■ 市の役割
	・生垣や壁面などの身近な緑化に努めます。	・屋上や壁面、敷地内の緑化に努めます。	・緑化の推進や再生紙など森林保護に関連する製品の購入等について啓発します。

【主な施策】

① 温室効果ガスの排出削減

- ・公共施設を新たに建てたり改修したりする際には、建物の断熱化や、省エネに配慮した設備の導入に努めます。
- ・日常生活や事業活動における環境への負荷を減らすため、啓発冊子を作成・配布するなどして、省エネルギーの普及啓発を行います。
- ・次世代自動車やカーシェアリングの普及促進など、自動車使用における環境配慮を推進します。
- ・エネルギーの地産地消を目指すために、地域エネルギー会社の設立を検討します。

② 再生可能エネルギー利用の推進

- ・学校等の公共施設において、太陽光発電システムを始めとした再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- ・市民及び事業者への太陽光発電システムの普及促進を図ります。

③ 二酸化炭素吸収源対策の推進

- ・二酸化炭素の吸収源となる緑地を保全するため、緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対する支援を行います。
- ・街中の緑化を推進するため、緑のカーテンや緑化助成制度の普及促進を図ります。

(2) 地球温暖化への備え

近年、気温の上昇や局地的豪雨等の極端な気象現象が増えるなど、気候変動による様々な影響が顕在化しており、地球温暖化の防止に加えて、このような将来起こりうる影響に備える必要があります。

私たちは、進み行く地球温暖化がもたらす気候変動による影響への備えに取り組みます。

施策の方向	取組内容		
気候変動による影響への備え	○健康、災害、農業、自然生態系の各分野の気候変動による影響への備えを推進する		
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割	■ 市の役割
	・気候変動の影響や適応について関心を持つよう努めます。 ・熱中症や感染症予防など、身近にできる気候変動対策に努めます。 ・打ち水や緑のカーテンづくり等のヒートアイランド対策に取り組みます。 ・防災に関する情報を収集し、活用します。	・気候変動の影響や適応について関心を持つよう努めます。 ・熱中症や感染症予防など、身近にできる気候変動対策に努めます。 ・防災等に関する情報を収集し、社内で情報共有を図ります。	・熱中症についての情報提供に取り組みます。 ・気候変動により変化する感染症対策に取り組みます。 ・緑地の保全や創出、都市緑化対策を推進します。 ・防災機能を高めるとともに、減災のための啓発に取り組みます。 ・梨など農産物への水不足防止を支援します。 ・市内生態系のモニタリング調査を実施します。

第2節 ごみの減量と資源化を推進する

(1) 3Rの推進

従来の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場のひっ迫を招いています。廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（Reduce）を十分に行い、廃棄物のうち再使用（Reuse）できるものや再生利用（Recycle）できるものは、資源やエネルギーとして回収するという、3R（スリーアール）に関する取り組みの強化が求められています。

私たちは、資源の消費抑制と健全な資源循環を確保し、3Rを推進します。

施策の方向	取組内容		
廃棄物の発生及び排出の抑制	○ライフスタイルの変革による廃棄物の減量を促進する ○リユース（再使用）を促進する ○事業系ごみの減量を促進する ○製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する ○廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する		
	■ 市民の役割 ・ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみの減量を推進します。	■ 市の役割 ・ごみの減量に関する市民等の意識を高めます。
資源の循環的な利用の推進	取組内容		
	○資源回収を推進する ○製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する ○事業系ごみの再資源化を促進する		
	■ 市民の役割 ・資源の回収に協力します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみの再資源化に努めます。	■ 市の役割 ・資源回収を推進し、資源化率の向上を図ります。

【主な施策】

- ・燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。
- ・家庭から出る燃やすごみの組成の約 4 割を占める生ごみを削減するため、食べ残し等の食品ロスの削減、水切りやたい肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進めます。また、生ごみ資源化の取り組みを検討します。

- ・マイバッグやマイボトルの持参等によりワンウェイプラスチックの削減を進めます。
- ・ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度の導入を検討します。
- ・ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

環境への負荷を減らすため、どうしても不要なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、効率性と安定性を確保した適正な処理を行うことが必要です。

私たちは、廃棄物の適正処理を推進します。

施策の方向	取組内容		
廃棄物の適正処理の確保	○家庭ごみの分別排出を促進する ○事業系ごみの適正処理を促進する ○廃棄物の排出ルールの周知を徹底する ○し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する		
	■ 市民の役割 ・資源物とごみの分別排出に協力します。	■ 事業者の役割 ・事業系ごみを適正に処理します。	■ 市の役割 ・排出ルールの周知等により、適正排出を推進します。
一般廃棄物処理体制の整備	取組内容		
	○一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る ○一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う ○一般廃棄物処理施設の設備等の計画的な修繕・更新を行う ○次期クリーンセンターの建設計画を進める ○焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る		
	■ 市民の役割 ・廃棄物処理に対する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。	■ 市の役割 ・効率的で安定した廃棄物処理体制を構築します。

【主な施策】

- ・排出者の役割、責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。
- ・ごみ収集の効率性の確保等を図るため、家庭ごみの分別収集体制の見直しを進めます。
- ・将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、平成6年から稼働を続けるクリーンセンターの建て替えに取り組みます。

第3節 うるおいのある水辺・緑地を保全し、 人と自然とのつながりを形成する



(1) 生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)

地球上には多種多様な生物がいて、お互いに影響を及ぼし合うことで生態系がつくられており、この豊かな個性とつながりのことを「生物多様性」といいます。私たちの暮らしは、呼吸に必要な酸素はもとより、食べ物、繊維、医薬品、さらには心のやすらぎや地域の風土など、様々な生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。

私たちはまず、生物多様性と生活との関わりを知り、それを守ることの必要性を認識する必要があります。そして生物多様性に配慮した活動を実践し、生き物の生息の場として自然環境を守り育てることが求められています。

施策の方向	取組内容		
生物多様性の 保全再生	○ 自然環境の実態を把握する ○ 地域固有の生物多様性を保全再生する ○ 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる ○ 生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を推進する		
	■ 市民の役割 ・生物多様性に配慮した行動を実践します。	■ 事業者の役割 ・生物多様性に配慮した事業活動を行います。	■ 市の役割 ・生物多様性いちかわ戦略を推進します。
生き物の生息 の場の保全再生	取組内容 ○ 緑地（山林、斜面林等）を保全する ○ 水辺、湿地、干潟等を保全再生する ○ ピオトープなど自然環境の再生を図る ○ 開発に際しては、自然環境に配慮する ○ 湧水の保全対策を推進する		
	■ 市民の役割 ・緑地の保全に協力します。	■ 事業者の役割 ・開発に際しては、自然環境に配慮します。	■ 市の役割 ・緑地の保全を推進します。

【主な施策】

- ・市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握するため、生物多様性モニタリング調査を実施します。
- ・都市緑地や緑地保全協定を締結している民有樹林地の保全に努めます。
- ・千本公孫樹などの天然記念物や、絶滅危惧種であるイノカシラフラスコモの保護保全に努めます。

- ・行徳近郊緑地や大町公園自然観察園等の水辺環境の生態系保全に努めます。
- ・外来生物対策として、アライグマの防除対策に努めます。
- ・広く地域の自然環境に対する関心と理解を高めるため、生物多様性についての理解を深める講座や観察会等を実施し、様々な情報提供や環境学習の機会や場を提供します。

(2) 自然とのふれあいづくり

身近な自然を大切にするとともに、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで人々に潤いと安らぎをもたらすことが大切です。

私たちは、緑地や水辺などの活用や都市農業・水産業の振興を通じて身近な自然の恵みを実感し、自然とのふれあいづくりを推進します。

施策の方向	取組内容		
水や緑とのふれあいの場の確保	○緑豊かな魅力ある公園等を整備する ○民有地や公共施設などの緑化を促進する ○動植物園、自然博物館、行徳野鳥観察舎等の利活用を進める ○巨木・クロマツの保全に配慮する ○川や海とふれあえる施設を整備する ○関係機関と連携して三番瀬の再生に努める		
	■ 市民の役割 ・公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。	■ 事業者の役割 ・敷地内の緑化を推進します。	■ 市の役割 ・自然環境を活かした公園等の整備を推進します。
都市農業の振興	取組内容		
	○減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する ○市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する ○市民農園の運営を通して市民に親しまれる農業を推進する		
	■ 市民の役割 ・都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。	■ 事業者の役割 ・減農薬による農業を行います。 ・地産地消を推進します。	■ 市の役割 ・市民農園等の充実を図ります。 ・地産地消を推進します。
都市型水産業の振興	取組内容		
	・水産物の生育保護の取り組みを促進する ・地元水産物の産業を振興する		
	■ 市民の役割 ・地元水産物の購入を心がけます。	■ 事業者の役割 ・地元水産物の安定した供給に努めます。	■ 市の役割 ・環境保全に繋がる水産業を支援していきます。

【主な施策】

- 自然とのふれあいにつながる都市公園等の整備を進めます。
- 生垣助成事業や屋上等緑化補助事業の実施により、民有地の緑化を促進します。
- 市民が土への親しみや都市農業への関心を深めることができるよう、市民農園等の体験農園事業を実施します。
- 安定的な漁獲量を確保するため、アサリ増殖などの採貝業の振興や客土による漁場環境整備等、漁業協同組合の事業に対し支援を行います。
- 都市型水産業への理解と地元水産物の消費拡大を図るため、地元水産物のPR販売。魚のさばき方教室、ノリすき体験教室や漁場見学会等の事業に対し支援しています。

第4節 健康で安全に暮らせる環境を確保する



(1) 生活環境の保全

私たちは、大気や水など周囲の生活環境が健全に保たれていることにより、健康やかに暮らしていくことができます。もしそれらが汚染されれば、人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、回復も容易ではありません。快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

本市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、私たちは大気や水、土壌などを良好な状態に保持します。

施策の方向	取組内容		
大気環境の保全	○工場などの固定発生源に対する規制・指導を行う ○自動車などの移動発生源対策を促進する ○大気環境における監視体制の最適化を図り、情報提供を行う		
	■ 市民の役割 ・自家用車の利用を控えるよう努めます。	■ 事業者の役割 ・大気汚染物質の排出抑制に努めます。	■ 市の役割 ・大気環境の監視及び情報の提供を行います。
水環境の保全	取組内容 ○工場などからの排水に対する規制・指導を行う ○生活排水対策を推進する ○水環境の監視体制を充実し、情報提供を行う		
	■ 市民の役割 ・下水道への接続など、家庭でできる生活排水対策を実践します。	■ 事業者の役割 ・事業系排水の適正な処理を行います。	■ 市の役割 ・水環境の監視及び情報の提供を行います。
地質環境の保全	取組内容 ○工場などの土壌汚染対策に関する規制・指導を行う ○地下水の調査と採取に関する規制・指導を行う ○地盤沈下や地下水汚染の実態を把握する		
	■ 市民の役割 ・地質環境の保全に関する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・有害物質の土壌への漏洩防止に努めます。	■ 市の役割 ・地下水の水質調査を定期的実施します。

施策の方向	取組内容		
騒音、振動及び 悪臭の防止	○工場などからの騒音、振動及び悪臭に対する規制・指導を行う ○建設作業における騒音や振動に対する規制・指導を行う ○道路交通における騒音や振動の調査を充実する ○日常生活から発生する騒音や振動及び悪臭に対する近隣への配慮などを促進する		
	■ 市民の役割 ・日常生活から発生する音や臭いについて近隣に配慮します。	■ 事業者の役割 ・事業活動や建設作業において、騒音、振動や悪臭の低減に努めます。	■ 市の役割 ・騒音、振動や悪臭に関する調査や指導を行います。
化学物質等の 適正な管理	○化学物質等の使用及び排出の実態を把握し、適正な管理についての助言や指導を行う ○化学物質等に関する情報を提供し、リスクコミュニケーションの推進を図る		
	■ 市民の役割 ・化学物質に関する正しい知識を身に付けます。	■ 事業者の役割 ・化学物質の排出量の削減に努めます。	■ 市の役割 ・化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。
放射線量低減 対策の推進	取組内容		
	○空間放射線量等の調査を実施し、結果を公表する ○公共施設などの放射線量の低減対策を必要に応じて実施する ○今後の動向等を踏まえ、取り組みを見直す		
	■ 市民の役割 ・市の取り組みに協力します。	■ 事業者の役割 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。	■ 市の役割 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に基づき、追加被ばく線量 1mSV/年未満を維持します。

【主な施策】

- ・大気環境については、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局により常時監視を行うとともに、光化学オキシダントについては、日差しの強まる春から夏に濃度が高くなる傾向があるため、4月から10月に監視体制を敷きます。また、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業についての規制を実施します。

- 水環境については、真間川、国分川、大柏川などの河川に加え、海域の水質調査や要監視項目に対する調査を実施します。また、工場・事業場等の排出水の監視・指導を行います。
- 地質環境については、市域の地下水汚染の状況調査を実施するとともに、土壤汚染対策法及び市条例に基づき工場等に汚染状況の調査を指導します。
- 騒音・振動については、自動車交通に関する調査の結果、一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、道路管理者や千葉県公安委員会に対して対応を要請します。
- 悪臭については、工場・事業場などの事業活動に伴って発生する悪臭に対し規制基準に基づく指導を行っています。
- 化学物質対策については、ダイオキシン類等の有害化学物質の調査を実施します。
- 東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質が生活環境に及ぼす影響については、状況把握のため空間放射線量の定点測定等を引き続き実施します。

(2) 安心・安全で快適な生活環境の整備

より良い環境をつくり、魅力あるまちづくりを進めていく上では、大気環境や水質環境といった生活環境の保全に加え、市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の解消）などにおいて、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めていくとともに、ヒートアイランド現象や日照問題、風害、環境美化にも対応していくことが求められています。

私たちは、環境の創造の視点に配慮した視点から、安心・安全で快適な生活環境の整備を推進します。

施策の方向	取組内容		
環境にやさしいまちづくり	○緑や水を生かした景観を形成する ○暮らしと調和する景観を形成する ○下水道の整備を推進する ○下水道未整備区域において合併浄化槽の設置を推進する ○調節池や雨水排水施設の整備など浸水対策を推進する ○保水・遊水・貯留浸透機能の向上を促進する ○道路網の整備など円滑な交通処理の実現を図る ○公共交通の利用を促進する ○歩行者及び自転車の空間の確保を図る ○環境美化の推進を図る ○生活環境に影響を及ぼす新たな問題について調査・研究を進める		
	■ 市民の役割 ・環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。	■ 事業者の役割 ・地域の景観づくりに協力します。	■ 市の役割 ・下水道や都市計画道路の整備を進めます。

【主な施策】

- ・市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備や単独浄化層から合併浄化槽への転換、治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の緩和）等、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めます。
- ・街中の緑化やガーデニングシティいしかわを推進し、緑あふれる街づくりを進めます。
- ・市民マナー条例を推進し、市民生活環境の向上や環境美化を進めます。

第5節 環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する



(1) 環境学習の推進

身近な自然や地球環境を守り、持続可能な社会を構築していくためには、市民や事業者の環境に対する意識を高め、自発的かつ積極的な行動を起こしていくことが大切です。そのためには、子どもたちに限らず、多くの世代の人が環境について学習できる機会を提供する必要があります。学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる人材の育成が欠かせません。

事業者は環境に配慮した商品やサービスを提供し、消費者にはそのような商品やサービスを積極的に選び、需要を作り出す消費行動が求められています。そして市には事業者・消費者のこのような行動を促進していくため、必要な情報を伝えていくことが重要です。

施策の方向	取組内容		
環境学習の実施	○学校教育における環境学習を充実する ○地域での活動を通じた環境学習の充実を図る ○SDGs を意識した環境学習を推進する		
	■ 市民の役割 ・生活と関連する様々な環境問題について学びます。	■ 事業者の役割 ・事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。	■ 市の役割 ・環境に関する講座等を開催します。
環境学習推進体制の整備	取組内容		
	○環境学習に関する支援体制を整備する ○環境活動の指導者づくりを推進する ○環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する		
	■ 市民の役割 ・環境活動を実践するための知識を身に付けるよう努めます。	■ 事業者の役割 ・環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。	■ 市の役割 ・自主的な環境活動を支援します。

【主な施策】

- ・環境学習と SDGs のゴールを紐づけた学習を実施します。
- ・学校における総合的な学習の時間で、地球温暖化問題や食品ロス削減など廃棄物に関するテーマの出前授業等を実施します。

- 市内の自然環境にふれ、身近な自然から生物多様性について考えられる「自然環境講座」を実施します。
- いちかわこども環境クラブの活動支援のため、環境情報や環境学習の場を提供します。
- 農業・稲作の体験事業である「米っ人くらぶ」を実施します。

(2) 環境活動への参加の促進

環境活動の輪を広げるためには、環境と社会や暮らしとのつながりを実感する体験学習の実施や情報の提供、市民活動団体との連携・支援等が大切です。

市民、事業者、行政などがより良い環境の実現に向けて協力し合うパートナーシップ社会を構築して環境活動への参加を促進し、人と人とのつながり強化や地域の活性化を目指します。

施策の方向	取組内容		
環境情報の提供	○環境に関する情報を収集・整理する ○環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する ○市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する		
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割	■ 市の役割
	・広報紙や Web ページの環境情報を活用します。	・環境に関する情報の収集と提供を行います。	・広報紙や Web ページ等で環境情報を発信します。
環境に配慮した活動の促進	取組内容		
	○環境に配慮したライフスタイルを促進する ○環境に配慮した事業活動を促進する ○環境マネジメントシステムの導入を促進する ○地域での環境保全活動への参加を促進する ○グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る		
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割	■ 市の役割
	・環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。	・環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。	・率先してグリーン購入に努めるとともに、環境保全活動を支援します。 ・森林環境譲与税を活用し、木材利用を促進します。
協働による環境活動の推進	取組内容		
	○市民活動団体（ボランティア団体や NPO 等）への支援を行う ○市民活動団体などの交流や連携を促進する ○参加型の環境に配慮した活動を促進する ○県や他の近隣自治体などとの連携を図る ○庁内関係部署と連携を図る		
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割	■ 市の役割
	・市民活動団体の環境活動への理解と協力に努めます。	・環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。	・参加者相互の協働を促す環境イベントを開催します。

【主な施策】

① 環境情報の提供

- 市民や事業者に広く環境情報を提供するため、「市川環境白書」の発行、Web サイト、SNS 等の活用を図ります。
- 市と環境の保全に関する協定を締結している事業者等に対し、情報提供や情報交換の機会の提供等の支援に取り組みます。

② 環境に配慮した活動の促進

- 様々な環境問題に対し、市民目線での啓発を行うため、環境活動推進員及びじゅんかんパートナーの各制度を活用します。
- 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより小さいものを購入するグリーン購入に取り組みます。
- 森林環境譲与税を活用して、公共施設の机や椅子は木材を用いた製品を購入するなど、木材利用を促進します。

③ 協働による環境活動の推進

- 事業者及び市民が広く環境への関心と理解を深めるため、いちかわ環境フェアを開催します。
- 市民、事業者、関係団体、市で構成する市川市地球温暖化対策推進協議会による様々な啓発活動（講演会・イベント）を開催します。
- 市民の自発的な環境保全活動を推進するため、環境活動団体の日頃の取り組みについての発表の場の提供など、支援を行います。

第5章 環境に配慮した具体的行動

市川市が目指す基本目標及び基本理念の実現には、市が取り組む施策を充実させるだけでなく、一人ひとりの市民の日常生活や事業活動において、環境への配慮や環境保全・創造に向けた行動を実践していくことが必要です。

第1節では市民・事業者の皆様に取り組んでいただきたい「明日から始められる」具体的な取り組みの例を示しましたので、日々の様々な場面においていくつ実践できているか確認してみましょう。

また第2節では、すぐに取り組むことが難しい内容であっても、近い将来に実践していただきたい取り組みの例を記載しましたので、日常生活や仕事の場面で意識していただければ幸いです。

第1節 明日から始められること

(1)市民の取り組み

■ 自宅でできること

本市では、人口・世帯数ともに年々増加しており、家庭でのエネルギー消費量やごみ排出量が今後も増えやすい状況にあります。1人1人の心がけ次第で、環境へ与える影響の軽減に貢献することができますので、ここに示す例に加えて、皆さんが生活の中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。

【省エネを意識して行動する】

- ・環境への負荷の少ない生活（50ページの省エネチェック表参照）の行動を心がけ、日常生活のエネルギー使用量を減らす。
- ・早寝早起き等の自然の摂理に従った生活を心がけ、エネルギー使用量を減らす。

【生活に伴うごみを減らす】

- ・調理の時には残っている食材を上手に活用し、食べきれぬ量を調理する。
- ・食品を保存する時には適切な保存方法により、食品を長持ちさせる。
- ・生ごみの水切りをする。
- ・ごみを捨てる際は、例えばプラスチック製包装容器や紙類等の資源物を分別し、リサイクルに協力する。
- ・小型家電等の資源回収に協力する。

【自然環境へ興味を持つ】

- ・大人から子供に、生物とふれあった体験を話、興味を持ってもらう。
- ・身近な自然環境や自然の恵みについて、家族で話す。

■ 外出の際にできること

通勤、買い物、旅行などで、私たちは自動車を使うことがありますが、家庭から排出されるCO₂の4分の1は自動車に由来しており、外出時のエネルギー使用量を減らすことも大切です。

- なるべく公共交通機関を利用し、自家用車を使わないようにする。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを実践する。

■ 買い物のときにできること

私たちは日々、購入した物やサービスを消費して暮らしています。商品が市場に投入されてから寿命終わるまでのライフサイクルの過程では、資源の過剰採取、自然破壊、温室効果ガスの排出など様々な環境問題が発生しており、消費者としてそれらを自覚して選択と行動を実践することが重要です。

買い物をする際は、その商品の安全で安心な素材の選択や製造のプロセス、途上国における待遇等の社会的な課題も視野に入れて配慮し、倫理的に正しい消費（＝エシカル消費）を心掛けることで、環境への負荷を低減できるだけでなく、製品を提供している事業者にも消費者としての意思を示すことができます。

【環境への負荷の少ない商品等を購入する】

- 地産地消を心掛け、旬の食材を買う。
- 環境ラベルやフェアトレードマークが貼られた環境負荷の少ない商品を選ぶ。

【買い物で出るごみを減らす】

- マイバッグを持参し、レジ袋の使用を削減する。
- 過剰包装の商品を買わない。
- ペットボトル飲料はなるべく買わない。（マイボトルの使用を心がける。）
- 食材を無駄にしないよう、食料品の買い方を工夫する。
- フリーマーケットやリサイクル店等を活用する。
- 詰め替え可能な商品や、使い捨てでない長く使える商品を優先的に選択する。
- 必要以上に購入せず、廃棄の際はリユースに努める。

(2) 事業者の取り組み

■ 日々の事業活動でできること

企業活動に伴う資源・エネルギーの使用や廃棄物の排出による環境への負荷を軽減するため、まずはオフィスでの日常業務にあたり、従業員1人1人が環境に配慮した取り組みを実践することが重要です。ここに示す例に加えて、業務を行う中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。

【省エネを意識して行動する】

- ・社員一人ひとりが省エネチェック表（50 ページ）の行動を心がけ、オフィス等でのエネルギー使用量を減らす。
- ・資材や商品を買う際は、グリーン購入を心がける。

【事業活動に伴うごみを減らす】

- ・紙の裏面利用や両面印刷を心がけ、使用枚数を減らす。
- ・使用後の紙はリサイクルする。
- ・事務用品等は詰め替えをして長く使用する。
- ・不要になった備品等は、必要とする他の部署に譲る。
- ・ごみを捨てる際は、リサイクルを意識して分別に協力する。

■外出の際にできること

運輸業はもちろん、全ての業種において、事業活動による自動車使用に伴うエネルギー使用を減らしていくことが求められます。まずは下記の取り組みを実践してみましょう。

- ・なるべく公共交通機関を利用し、業務用自動車を使わないようにする。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践する。
- ・物資の効率の良い配送や運送に努める。

省エネチェック表

〈市民の取り組み〉

チェック項目	
1	お湯を沸かすときは水を適量にしている。
2	家電製品を使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜く。
3	シャワーを使うときや食器を手洗いするときは、必要以上の水を出さない。
4	温水洗浄便座の設定温度を低めにする。
5	冬以外は暖房便座機能を使用しない。
6	電化製品を買い替えるときは、省エネ製品を選ぶ。(LED 照明への交換等)
7	台所、洗面所等で使うお湯の温度を低めにする。
8	炊飯器の保温機能をなるべく使用しないようにする。
9	外の明るさに応じて照明の明るさを調整する。
10	冷蔵庫の中に物を詰めすぎない。
11	家族が続けて入浴するようにする。
12	冷蔵庫の温度設定を夏は「中」以下、他の季節は「弱」にする。
13	冷蔵庫を開けている時間を短くする。
14	空調機器のフィルターを定期的に清掃する。
15	インターネット通販等の宅配物は、宅配ボックスを利用するかコンビニや郵便局止まりにする。(再配達の削減)

〈事業者の取り組み〉

チェック項目	
1	LED 照明に交換し、照明が不要な箇所は消灯する。
2	パソコンを使用しないときは、電源を切るか低電力（スリープ）モードにする。
3	クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房の温度を適正に設定する。 (冷房 28℃、暖房 20℃)
4	オフィス機器を買い替えるときは、省エネ製品を選ぶ。(省エネプリンターへの交換等)
5	エレベーター使用の際に、2 階上がる、3 階下りる程度であれば階段を利用する。 (2 アップ 3 ダウン運動の実施)
6	空調機器のフィルターを定期的に清掃する。

第2節 近い将来実践していただきたいこと

(1)市民の取り組み

■日常生活で取り組んでいただきたいこと

第1節では、日常生活の中で取り組みの例を記載しました。ここでは「省エネ」から一歩進み、エネルギーを創り出す「創エネ」や、貯めたエネルギーを必要に応じて利用する「蓄エネ」の観点等を加え、さらに実践していただきたいことを挙げました。これらの項目はすぐに実践するのは難しいかもしれませんが、環境への負荷をさらに減らすために重要な取り組みです。

【エネルギーを創り、賢く使う】

- ・太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、HEMS などのスマートハウス関連設備を導入する。
- ・住宅の遮熱・断熱性能を高める。
- ・電力会社を選ぶ時は、再生可能エネルギーによる発電の割合が高い事業者にする。
- ・車を買う時は、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車やプラグインハイブリッド車を選ぶ。
- ・カーシェアリングを利用する。
- ・夏場のエネルギー使用量を削減するため、ツル性植物で「緑のカーテン」を作る。

【3R をさらに推進する】

- ・必要最低限を知り、衣類や食品等の個人消費を少なくする。
- ・生ごみ処理機（コンポスト）を用いて、家庭から出る生ごみをたい肥化する。
- ・1人1人が「もったいない」の意識を持ち、未開封・手つかずの食品で、賞味期限が一定以上残っている食品はフードバンク等に寄付することで、食品ロスをなくす。

【水や緑を活かす】

- ・生垣や庭木、花壇等の身近なみどりを育てる。
- ・雨水貯留浸透施設を設置し、雨水の利用を進める。
- ・下水道への接続を進める。

■自宅以外で取り組んでいただきたいこと

環境に配慮した生活というと、自宅を中心とする生活の中での行動を思い浮かべるかもしれませんが、自宅以外でできることも多くあります。特に、生物多様性（自然環境）について理解を深め行動につなげるには、小さい頃から自然とふれあう「体験」を通した学びが重要です。

- ・環境に関する講座や自然観察会などのイベントに参加し、身近な自然について学ぶ。
- ・花や緑のボランティア活動に積極的に参加する。

- ・旅行先で、山・川・海等の自然に親しむ。
- ・農業や漁業、キャンプ等を小さい頃から体験し、自然にふれあう。

(2)事業者の取り組み

■事業所内で取り組んでいただきたいこと

事業所においても、「省エネ」に加えて、エネルギーを創り出す「創エネ」や貯めたエネルギーを必要に応じて利用する「蓄エネ」を意識し、一歩進んだ対策を進めることが大切です。これらの取り組みは長期的に見れば、エネルギー使用が減ることでランニングコストの削減につながります。

- ・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの設備や蓄電池等の自立分散型エネルギーを導入する。
- ・業務用自動車を買う際は、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車やプラグインハイブリッド車を選ぶ。
- ・事業所や工場等の遮熱・断熱性能を高める。
- ・BEMSを導入し、エネルギーの適切な管理を行う。
- ・屋上緑化や壁面緑化、生垣設置等、事業所敷地内の緑化を進める。

■製品・サービスの提供にあたって取り組んでいただきたいこと

企業活動の結果生み出される製品やサービスを提供する上で環境への負荷を減らすことは、消費者の行動とも相まって連鎖的な環境改善が推進されます。ここに示す例に加えて、業種ごとにサプライチェーン及び商品のライフサイクル全体を意識して取り組みましょう。

- ・消費者が必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める。
- ・消費期限が近づいたものは割引販売にする等して、食品ロスの削減に努める。
- ・買い物客のマイバッグ持参を促すため、プラスチックのレジ袋の料金を上げるか、もしくは提供を原則禁止とする。
- ・梱包材の量は最小限にし、リサイクルのできる梱包材を用いる。
- ・インターネット通信販売の宅配物をコンビニや郵便局止まりにするなど、再配達防止のための工夫をする。
- ・環境に配慮した製品の開発など、技術革新にチャレンジする。

■働き方に関して取り組んでいただきたいこと

労働生産性を向上させ長時間労働を是正することで、エネルギーや資源の使用量の減少につながります。事業所での「働き方改革」に積極的に取り組みましょう。

- ・在宅勤務の導入により、業務に伴う移動を減らす。
- ・コンビニエンスストア等の長時間営業を見直す。
- ・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える。

■その他

企業が持続的に成長していくためには、自社の利益を追求するだけでなく、社会的責任（CSR）に係る取り組みを継続的に推進して地域社会へ貢献し、その活動を周知することで、賛同する企業を増やしていくことも大切です。環境分野においては、例えば下記のような活動が考えられます。

- 事業活動に伴う環境負荷の状況や、環境保全活動等の実施状況について、積極的に情報公開する。
- 従業員研修の実施による環境意識の向上や、社会貢献活動の一環としての地域での環境学習の機会を提供する。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加し、環境学習の活動を支援する。

第6章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画の推進には、市民・事業者・市が環境の保全及び創造に関して共通した認識を持ち、連携してそれぞれの役割分担を果たしていく必要があります。

本計画については、市川市環境白書や市 Web ページに掲載するほか、概要版を作成し、学校や自治会、商店会等の団体に配布するなど、様々な主体を対象に周知を図ります。

さらに、市民生活や事業活動の様々な場面や機会を通じて情報の提供や啓発活動に努め、本計画の推進につなげます。



第2節 推進体制の整備

本計画を積極的に推進し、実効性のあるものとするため、関係部署をはじめ、市民・事業者・関係機関などと連携・協働し、総合的に推進する体制を整備していきます（図5-1）。

(1) 市川市環境調整会議

本計画に掲げた施策の推進は、市川市環境基本条例に基づき設置された「市川市環境調整会議」において、本計画の策定に関する事項や市が行う施策における環境の保全及び創造への配慮に関する事項などを総合的に調整し、推進していきます。（市における調整）

(2) 市川市環境審議会

本計画の策定・改定に際して、環境施策全般に対する様々な専門的分野からの意見が必要となるため、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、基本的事項の変更や進行状況などについて報告し、環境施策への助言・提言を求めています。（専門的分野からの審議・助言）

(3) 市川市環境市民会議

本計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される環境市民会議を開催し、本会議からの意見等を環境施策に反映します。（市民・事業者等との協働）

(4) 市川市地球温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市川市地球温暖化対策推進協議会を設置しています。（以下、「協議会」という。）

この協議会は、市民・事業者・関係団体や市など、様々な主体が構成員となって、日常生活における温室効果ガスの排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいきます。

(5) 広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に対して取り組むため、国や千葉県はもとより、近隣自治体等と連携し、推進を図っていきます。（国・県や近隣自治体等との協力）

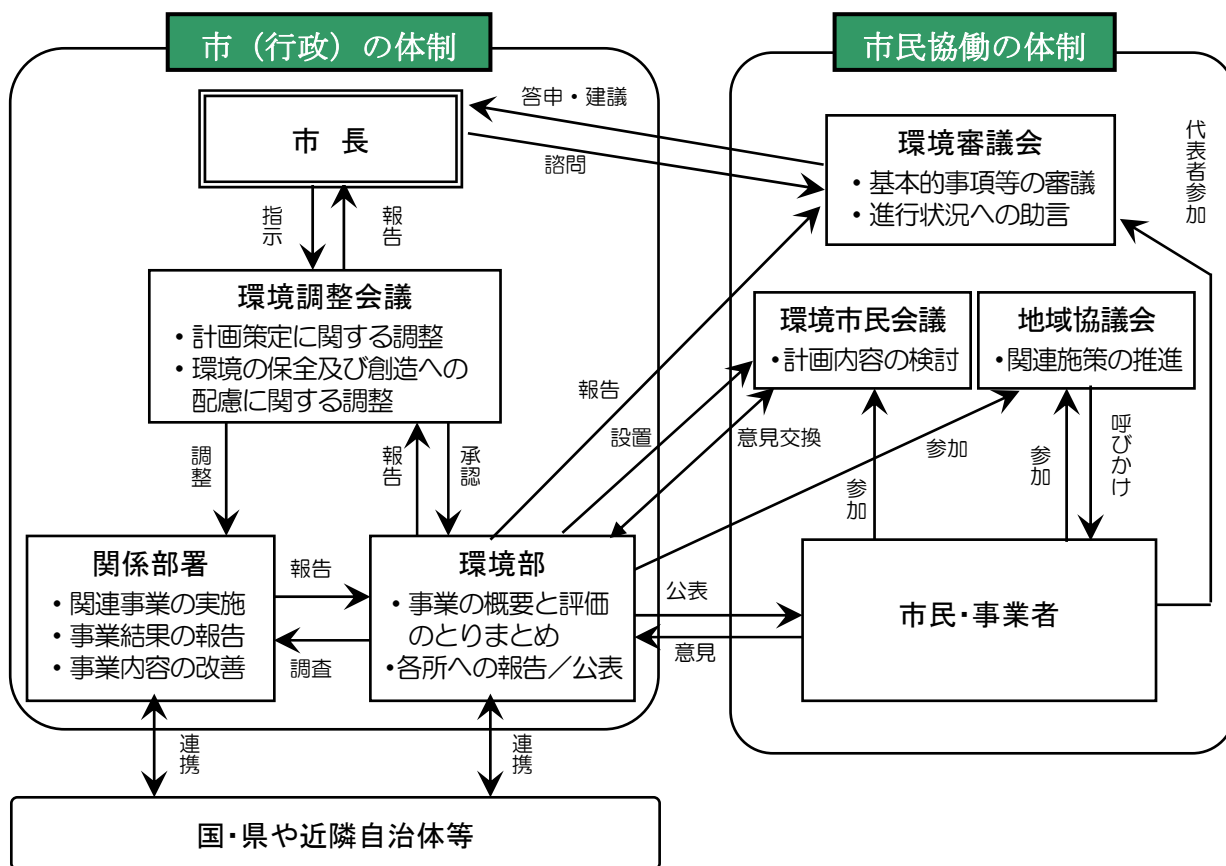


図5－1 推進体制の相關図

第3節 進行管理

(1) 進行管理

本計画の基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』を実現していくには、本計画の進捗状況を把握し、的確に対応していくことが大切です。事業の実施にとどまらず、達成状況について PDCA サイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と更なる改善を行います（図5-2）。

また、計画立案(Plan)においては環境審議会、環境市民会議への参加やパブリックコメントの実施、施策の実施(Do)においては環境活動推進員・じゅんかんパートナーや環境学習の講師、地域清掃等への参加、点検・評価(Check)においてはアンケート等を通じた評価、改善(Action)においては環境市民会議等における改善提案など、PDCA の各段階において市民・団体・事業者等の意見の反映と参加を図ります。このように、各主体の自主的な取り組みと連携を両輪として、本計画を推進していきます。

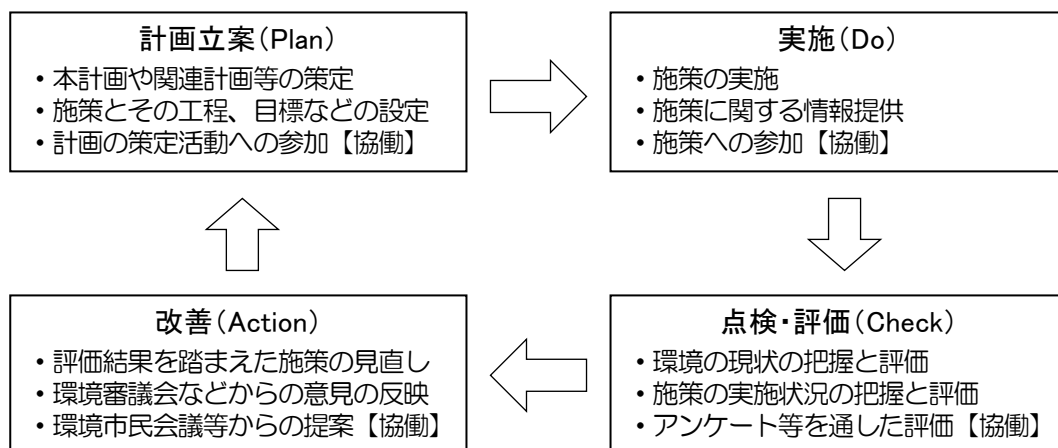


図5-2 進行管理のPDCA サイクル

(2) 点検と指標

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などを把握する必要があります。そこで、施策の方向において指標を掲げ（表5-1、5-2）、その進捗については各施策を所管する関係部署による点検結果を踏まえ、毎年、公表します。

この結果を分析し、必要に応じて新たな取り組みや今後の計画の見直しに反映させていきます。

表5-1 第三次市川市環境基本計画進行管理表①（地球環境、資源循環・廃棄物、自然環境）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地球環境	地球温暖化の防止	温室効果ガスの排出削減	温室効果ガス排出の実態把握	市全体での二酸化炭素排出量	3,184 千 t-CO2 (平成 28 年度)	2,352 千 t-CO2 2,688 千 t-CO2 (令和 7 年度)
		再生可能エネルギー利用の推進	再生可能エネルギー設備の普及	太陽光発電システム設備（10kW 未満）の設置容量	16,336kW	28,000kW 23,000kW (令和 7 年度)
		二酸化炭素吸収源対策の推進	緑地などの保全	緑のボランティア団体による緑地保全活動延べ面積	310ha	➡
				市有緑地の面積	76.09ha	➡
	地球温暖化への備え	気候変動による影響への適応	—	—	—	—
資源循環・廃棄物	3Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	ごみ排出量の状況	市民一人1日あたりのごみ排出量	763g	➡ 760g (令和 6 年度)
		資源の循環的な利用の推進	資源の循環的利用	資源化率	17.1%	➡ 27% (令和 6 年度)
	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の確保	不法投棄の状況	ごみの最終処分量	14,198 t	➡ 7,200 t (令和 6 年度)
		一般廃棄物処理体制の整備	ごみの最終処分量			
自然環境	生物多様性の保全再生（自然環境の保全再生）	生物多様性の保全再生	自然環境の実態把握	河川等水生生物調査結果における生息種類	110 種	➡
				鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数	996 羽	➡
		生き物の生息の場の保全再生	緑地などの保全	市有緑地の面積	76.09ha	➡

表5-2 第三次市川市環境基本計画進行管理表②（自然環境、生活環境、協働）

	施策の分野	施策の方向	項目	指標	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和12年度)
自然環境	自然とのふれあいづくり	水や緑とのふれあいの場の確保	公園等の整備	市民一人あたりの都市公園面積	3.57m ² /人	▲
		都市農業の振興				4.73 m ² /人 (令和7年度)
		都市型水産業の振興				
生活環境	生活環境の保全	大気環境の保全	環境基準の達成状況	大気環境の環境基準	資料編 P 参照	環境基準の達成 及び 年平均値 ▲
		水環境の保全		水環境の環境基準		
		地質環境の保全		地質環境の環境基準		
		騒音、振動及び悪臭の防止		騒音の環境基準		
		化学物質等の適正な管理		化学物質等の環境基準		
		放射線量低減対策の推進	追加被ばく線量の低減	空間放射線量	0.23 μSv/時未満	0.23 μSv/時未満
	安全・安心で快適な生活環境の整備	環境にやさしいまちづくり	住み良いまちづくり	ガーデニングボランティア活動の参加者数	1,102人	▲
				汚水処理人口普及率	86.8%	▲ 93% (令和6年度)
				都市計画道路の整備率	60.9%	▲
協働	環境学習の推進	環境学習の実施	自然環境講座等の実施	生物多様性に関する講座への参加者数	102人/年	200人/年 160人/年 (令和7年度)
		環境学習推進体制の整備	こどもの環境活動の支援	いちかわこども環境クラブの登録団体数	21グループ	→
	環境活動への参加の促進	環境情報の提供	エコライフの啓発	環境活動推進員の活動回数(啓発人数)	32回 (2,111人)	→
		環境に配慮した活動の促進				
		協働による環境活動の推進	いちかわ環境フェアの開催	いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数	49団体 (15,000人)	→

(3)計画の見直し

本計画は、計画期間の中間時点を目処に、内容や進捗状況について評価を行うとともに、今後の国内外における社会情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応して、必要に応じて本計画の見直しを行います。

